

平 戸 市 監 査 公 表 第 101 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 27 年 6 月 15 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第 1 監査の対象

産業振興部 商工物産課

第 2 監査の期間

平成 27 年 2 月 16 日～17 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23～25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成23～25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【意見】

1. 平戸くんち城下秋まつりについて

平成26年度に第5回目を迎えた「平戸くんち城下秋まつり」は、平戸藩の秋めぐりイベントとして定着してきた。平成23年度から25年度の来場者数は、20,000人前後で推移しており、チケット売上額は23年度に8,400千円あったものの、残る2ヶ年は7,600千円前後となっている。その間、市補助金は12,000千円から11,000千円に減額している。しかしながら平成26年度においては、入場者数が26,000人、チケット売上額が9,300千円とこれまでの実績を大きく上回っており、改善された要因について今後の事業展開に生かすべくよく検証していただきたい。アンケート調査については、25年度に176人、26年度に365人から回答を得ているものの、入場者数からみるとさらに回答者数を増やすことが求められる。

また、26年度決算状況をみると、市補助金は10,000千円、事業費10,638千円で、うち会場整備費に4,661千円(45%)、事業開催費に2,338千円(22%)、宣伝費に2,323千円(22%)、事務・警備費に1,316千円(11%)が充てられており、例年、会場整備費の占める割合が大きい。うち、事業開催費においてスタッフの賄い費用が支出されている。これまでも補助金の対象外経費として取り扱っているが、収入の大半が補助金であることから、引き続き適正な支出に努められたい。

本事業を推進することで、日常の商店街の魅力づくりにつながるよう望まれる。

2. 田平港シーサイドエリア活性化施設の指定管理について

当施設は、公募によらない選定として、平戸瀬戸市場協同組合が指定管理者となっている。指定管理に関する協定書第18条1項では、備品を無償で指定管理者に貸与するとし、2項で、備品を良好に取扱うこと、3項で経年劣化による備品の買い替え、調達は指定管理者が行うこと、4項で故意又は過失により毀損滅失した備品の弁償、買い替

えは指定管理者で行うこととなっている。

こうしたことから、定期的な現認作業や指定管理期間の終了時期には、備品等のたな卸しを行うなど必要な処置を行うことが望まれる。

また、指定管理業務中、観光案内業務について、的確なデータの把握が不十分であり、観光案内所施設についても十分活かしきれていないように見受けられる。27年度からは委託料は無くなったということであるが、業務は継続するということであり、来訪者が多い物販直販所という特性を活かした観光案内業務ができるよう望まれる。

3. 中小企業振興資金保証料差率補填補助金について

中小企業振興資金融資については、平成23年度から25年度において、件数で37件から16件へ、年度末融資残高は43,000千円から25,000千円へ減っている。平成20年度が52件、95,000千円であったことから大幅に減少しているといえる。しかし、26年度末融資残高が70,000千円に増加した。これは、26年度から融資利率を2.2%から1.8%に引き下げ、融資限度額を5,000千円から10,000千円に引き上げ、融資期間を5年から10年に延長し、保証料差率補填補助率を7区分それぞれに0.2%引き上げたことを広報やチラシ及び金融機関窓口での周知を行った成果であると思われる。本事業は中小企業経営者にとって、経営意欲や起業に対する挑戦意欲の向上に繋がる制度であり、今後も行政のさらなる支援と利用啓発に努められたい。

第6 むすび

商工物産課の業務について、本市の人口減少が進む中、積極的な対応が見られる。平戸瀬戸市場の開設と売上高の増、ふるさと納税に伴う特産品販売の商圈が拡大し、これまでの営業努力の結果、広範な取引先から声がかかるようになってきている。平戸ブランド推進協議会は、平成23年度から25年度にかけて県のブランド強化学業の指定を受け、福岡圏や首都圏のホテルや個人店への食材の提供と販売及び商店街でのイベントに積極的に参加し、市物産の宣伝と販売を推し進めてきた。また、平成21年度から25年度までに86事業、延700人の緊急雇用を創出している。さらに企業誘致の可能性を見出し、平成25年度には工業団地造成のための調査が行われ、27年度には工業団地特別会計を設置するまでとなっている。これも担当職員の地道な企業訪問活動と県や財団との連携、さらに企業誘致にあたっての専門性を有することで、企業からの要望、質問にも直ちに対応できるようになったことが大きいと思われる。これらは物産販売や企業誘致などの専門職としての人材育成の成果と思われる。一方、再生可能エネルギー推進では、国の支援事業を活用して事業者への対応、支援を行っており、施設の整備により税収増加に結びついているが、事業の性質もあり雇用の確保に結びつくのが困難である。

しかしながら、近年国の経済状況も活発なこともあり、商工物産課全体の事業としては堅調な成果を上げており、今後とも市の特性を活かした事業の展開を図るなど商工業の発展に精励されたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。